

様式第 1 号（第 3 条関係）

橿原市産後ケア事業委託指定申請書（新規・継続）

年 月 日

（宛先）橿原市長

（申請者）事業者名

所在地

代表者氏名

連絡先

橿原市産後ケア事業の委託事業者の指定等に関する要綱第 3 条に基づき、委託事業者の指定について（新規・継続）申請します。

指定を受ける種類		☐ 居宅訪問型 ☐ 通所型（2 時間） ☐ 通所型（8 時間） ☐ 短期入所型				
施設情報 （ホームページ表示用）	名称					
	種別					
	所在地					
	電話					
産後ケアで実施する内容	実施する内容をすべて ☒ すること ☐ 産後の母体管理及び生活面の指導 ☐ 体重・排泄の観察及び相談 ☐ 乳房ケア、乳房トラブルに関する相談 ☐ スキンケアに関する指導 （乳房マッサージを含む） ☐ 母親等の心理面のケア ☐ 授乳相談 ☐ 在宅等での子育てに関する相談及び指導 ☐ 児の養育（沐浴・栄養指導を含む） ☐ その他必要とする保健指導 ☐ 発育・発達に関する相談					
受入可能月齢		0 か月～（ ）ヶ月未満				
1 日に受入可能な人数		居宅訪問型 （ ）人 通所型 2 時間（ ）人 通所型 8 時間（ ）人 短期入所型 （ ）人				
受入可能条件等		☐ なし ☐ 自院で出産した人のみ ☐ その他（ ）				
産後ケア事業 の実施体制	管理者	氏名				
		職種				
	サービス 提供者	人数	保健師	人	看護師	人
			助産師	人	管理栄養士	人
		その他	人（職種	）		

協力医療機関 ※種別が病院、診療所は記入不要。	☐ あり ☐ なし 医療機関名() 所在地() 代表者氏名()
下記について、居宅訪問型は記入不要。	
離乳食の提供	☐ 可 ☐ 不可
食事のアレルギー対応	☐ 可(大人用・小児用) ☐ 不可 ☐ 一部可(要相談)
母子以外の同伴者の受入	☐ 可(父・父以外・きょうだい) ☐ 不可

1. 居宅訪問型を実施する事業所は、確認欄にチェックをつけてください。

項目	項目の基準	確認欄
業務実施体制	管理者を1名配置できる。	
	助産師又は管理栄養士を配置できる。	
	実施担当者の職種は助産師又は管理栄養士である。	
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。	
方法	利用者の自宅に赴いて、支援を行う体制がある。	
	訪問時、安全面・衛生面に十分に配慮できる体制がある。	

2. 通所型を実施する事業所は、確認欄にチェックをつけてください。

項目	項目の基準	確認欄
業務実施体制	管理者を1名配置できる。	
	助産師・保健師・看護師のいずれかを常に1名以上配置できる。	
	出産後4か月頃までの母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。	
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。	
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。	
運営基準	8時間利用の場合、食事の提供を2食できる。(1食の場合委託料変更なし)	
	食品及び施設衛生に十分配慮している。	
	利用期間中に提供する食事は、身体回復に配慮し、帰宅後の生活の参考となるよう配慮した食事である。	
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。	
	カウンセリング室がある。	
	乳児の保育を行う部屋がある。	
	沐浴施設がある。	

3. 短期入所型を実施する事業所は、確認欄にチェックをつけてください。

項目	項目の基準	確認欄
業務実施体制	管理者を1名配置できる。	
	助産師・保健師・看護師のいずれかを常に1名以上配置できる。	
	助産師等の看護職を24時間常駐することができる。	
	出産後4か月頃までの母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。	
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。	
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。	
運営基準	利用人数は19名を上限としている。	
	食事の提供を3食できる。	
	食品及び施設衛生に十分配慮している。	
	利用期間中に提供する食事は、身体回復に配慮し、帰宅後の生活の参考となるよう配慮した食事である。	
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。	
	居室が相部屋の場合、月齢の組み合わせ等配慮し、パーティション等により母子ごとに占有区画を設けることができる。	
	カウンセリング室がある。	
	乳児の保育を行う部屋がある。	
	入浴施設及び沐浴施設がある。	
	適当な換気・採光・照明・防湿及び防水・排水設備を有する。	